

播磨国における太閤検地の史料

今 井 林 太 郎

一

摂津・播磨両国における太閤検地について書くつもりでいたところ、暫らく病床にあつたため締切期限に間に合わなくなり、とりあえずここでは播磨国の文禄検地帳を紹介するにとどめ、詳細は他日改めて発表することにした。

織田信長の部将であつた木下藤吉郎秀吉が中国経略の総指揮官に抜擢され、播磨に入つたのは天正五年十月である。秀吉は小寺孝高に迎えられて、その居城である姫路城に本拠をおき、播磨の平定に乗り出した。当時播磨には毛利氏の勢力が相当浸透していて、毛利氏と結ぶ土豪が多かつたが、小寺孝高の協力によって播磨の平定は順調に進むかに見えた。しかし、天正六年三月東播の別所長治が毛利氏と結んで三木城によって反旗を翻したことによって、播磨は重大な局面を迎えることになった。別所氏を支援する土豪も少くなく、中国進攻の前進基地として確保した西播の上月城も毛利勢に奪回される有様であつた。三木城が陥落したのは天正八年正月で、ついで五月には毛利氏と誼を通ずる宍粟郡の宇野政頼を長水山城に攻めて滅し、二年半余りの歳月を要して播磨の平定を終えた。

播磨の平定が一段落すると、秀吉はさっそくこの年播磨に検地を実施している。そのことは天正八年九月二十三日付で秀吉の家臣仙石秀久が明石郡の太山寺衆徒中にあてた文書に

就國中検地、明石郡太山寺坊屋敷方并門前下僧等家役諸公事、從 秀吉様末代御免許之上者、向後不可有異儀候⁽¹⁾とあることよつて知られる。このときの検地の内容が、どのようなものであつたかは明らかでないが、秀吉はこれよりさき江北の領地で「指出」を徴しているので、このときの検地も恐らく江北の例にならつて「指出」を提出させたものと思われる。

播磨国における太閤検地の史料

検地によって村々の石高を押えた秀吉は、播磨平定に功労のあった武将たちに領地を与えてその労に報いた。秀吉の播磨入国以来忠実な協力者として活躍した黒田孝高に揖東郡内で一万石を与えたのを始め、浅野長政に同じく揖東郡で四千六百石⁽⁵⁾、一柳直末に揖西郡で二千五百石⁽⁴⁾、加藤清正に神東郡で百二十石⁽⁵⁾、片桐貞隆に同じく神東郡で百五十石を与えた。孝高に与えられた所領一万石は天正八年九月一日の知行目録によると、福井庄内六千二百石、岩見庄二千七百石、伊勢村上下千石であったが、その後の調査で千二百五十石ほど不足していることがわかり、翌九年三月に改めて、越部上庄千二百五十四石八斗、伊勢上下九百二十石、岩見庄二千九百十三石、福井庄内四千九百七石の知行目録が交付された⁽⁶⁾。「指出」が必ずしも正確でなかったため、こうした補正が行われたのであろう。また浅野長政は天正九年三月にさらに千石が増されてその所領は五千六百となったが、そのときの知行目録によると、

香山上下	一三七六石四斗	網干	一二五五石
小宅庄堂本村	五九一石一斗	同庄中村	五四二石七斗
同庄同村	九〇石三升	片山村	七二七石四斗
阿曾村	六〇一石九斗	松尾村	一〇六石三斗
佐々村	三〇〇石		

となっている⁽⁹⁾。これらの知行目録をみて気がつくことは、かつての社寺や貴族の庄園が家臣の知行地として支給されていることである。孝高に与えられた福井庄はかつては神護寺領であり、また長政に与えられた小宅庄は大徳寺領であったが、これらの庄園は事実上解体され、ここでは庄はたんなる地域を示す名称にすぎなくなっている。法隆寺領であった揖東郡の鶴庄も法隆寺の出先機関的性格をもつ斑鳩寺に対して天正八年九月一日庄内で三百石の寺領を秀吉から与えられたが、翌九年三月にはさらに百五十石削減されて、百五十石が認められたに過ぎない⁽¹⁰⁾。十月二十五日付の実報寺与左衛門尉実貞の書状には、

從筑前様太子御寄進之後、為勲行灯明料、以検地之上、百五十石之辻御寄進由候、我等儀もあるにかいなき躰ニ御座候へ共、承及通知此候⁽¹¹⁾と、寺領が百五十石に削減されたことを歎いている。秀吉がこの検地で社寺領に対し相当思い切った整理を行ったことが知られる。

註 (1) 太山寺文書

(7) 黒田文書

- | | | | |
|-----|-------------|------|-------|
| (2) | 黒田文書 | (8) | 黒田文書 |
| (3) | 浅野家文書 | (9) | 浅野家文書 |
| (4) | 一柳文書 | (10) | 斑鳩寺文書 |
| (5) | 加藤文書 | (11) | 法隆寺文書 |
| (6) | 片桐家御内書御朱印等写 | | |

二

秀吉が政権をとって以後、播磨で最初に行った検地がいつであるかは明らかでない。ただ姫路城主の木下家定が天正十五年十月、野里の五郎右衛門に対し、「八代帳はつれ」の川間町について帳を作製するよう命じた文書があることよって、天正十五年十月以前に播磨で検地が行われ、検地帳が作製されたことが知られる。なお奥野高広氏が秀吉の検地について作製された年代表には、天正十六年に播磨で検地が行われたことが記されているが、典拠の記載がなく、私はまだそれを確認できないでいる。

秀吉の検地は、天正二十年（文禄元）の朝鮮出兵を契機として一段と精細になり、統一した規格によって全国的な規模での再調査が実施された。摂津国では文禄三年の九月から十月にかけて行われ、播磨国ではそれに引き続いて文禄四年に行われている。このことは斑鳩寺にあてた文禄四年八月二十一日付の秀吉の朱印状に「播磨国揖東郡いかるがの庄内百五十四石三斗之事、以検地之上宛行畢」とあること、また同日付で秀吉が島津義弘に与えた在京賄料一万石のうちの播磨分についての「知行方目録」に、「右、今度以検地上改之、令扶助訖、全可領知候也」として記されていることなどによって確認できる。文禄四年の播磨の検地については、いままで余り言及されたものがなく、さきに挙げた奥野高広氏の検地の年代表にも載っていない。

秀吉の行った文禄年間の検地は、朝鮮出兵によって増大する軍事費を捻出することを目的としたものであり、それまでの検地にはみられない厳酷なものであった。その事実を島津氏の在京賄料の村々についてみることにしよう。島津義久は天正十六年七月、在京賄料として摂津・播磨二国のうちで合計一万石を与えられたが、その「知行方目録」をよると、摂津の分は豊島郡萱野村と能勢郡木代村など合せて十三カ村で、その石高は六千九百二十六石九斗五升であった。その後文禄三年十月の検地の結果改めて「知行方目録」が交付されたが、それによると、摂津の分

の知行高は六千九百八石二斗二升とほぼ従来の高に等しいのに、村数は従来の十三カ村のうち能勢郡の野間村、地黄村、山内村の三カ村が省かれて十カ村となり、しかも倉垣村はその約三分の一が計上されているに過ぎない。これは検地によって村ごとに相当大きな出目が検出されたことによるもので、この「知行方目録」には村ごとに先高すなわち従来の高と、出米すなわち新しく検地によって検出された増加分とが示されている。それを表示すると上掲の通りである。

この表をみてわかるように萱野村の出目五％というのはむしろ例外で、あとは吉野村の一九・九％を最低とし、最高の倉垣村は一二六・九％という大幅の出目で、五〇％以上の出目を記録する村は、十カ村のうち六カ村にも及んでいる。いかに文禄の検地が苛酷であったかが窺がわれる。

次に播磨の分は、天正十六年の「知行方目録」によると、

二〇〇石 揖東郡坂上村 三三〇石 神東郡旦上村
 五九〇石 同郡福地村 三二〇石 同郡一乃保村
 五〇七石五斗 同郡蓮城寺村 一一五〇石 揖西郡片島村

の計三千九十七石五斗であった。ところが文禄四年の検地の結果、坂上村・旦上村・一乃保村・片島村の四カ村を削って、その代りに岩見構村のうち四百三十三石七斗五升と大市郷のうち千三百七十一石五斗が加えられ、従来の福地村・蓮城寺村と合せて三千八十二石三斗八升とせられた。⁽⁶⁾すなわち福地村と蓮城寺村の合計村高は天正十六年のときよりも百七十九石六斗三升多い一

文禄3年の島津氏在京賄料村々の検地出目

村名	先高	出米	合計	出目率
	石斗升	石斗升	石斗升	%
豊島郡萱野村	1,800	91.34	1,891.34	5.1
能勢郡木代村	542.7	279.09	821.79	51.4
〃 東郷田尻村	801.25	648.70	1,449.95	80.9
〃 東郷余野村	421.74	174.43	596.17	41.3
〃 東郷吉川村	170	92.64	262.64	54.4
〃 切畑村	542.7	303.56	846.26	55.9
〃 川尻村	140	144.16	284.16	102.9
〃 倉垣村ノ内	208.6	264.87	473.47	126.9
〃 吉野村	170	33.98	203.98	14.9
〃 西郷宿野村	58.64	19.82	78.46	33.7
合計	4,855.63	2,052.59	6,908.22	42.3

千二百七十七石一斗三升と計上され、一六・三％の出目になっている。

註 (1) 芥田文書

(2) 奥野高広『信長と秀吉』

(3) 斑鳩寺文書

(5) 奥野高広『信長と秀吉』

(6) 島津家文書

(7) 島津家文書

(4) 島津家文書、このほか文禄四年八月二十一日付で片
(8) 島津家文書

桐貞隆に揖西郡伊保上村の内二百石を与えた秀吉の
朱印状にも「以今度検地之上改之令扶助畢」とある。

三

文禄四年播磨国で検地が行われたことは、さきに挙げた史料からも確認できるが、それを裏付ける文禄四年の検地帳がなかなか見当らなかった。あるいは播磨国の文禄検地帳は伝存しないのではないかと思われるところ、数年前たまたま龍野市史編纂のための史料調査の過程で、山下寛也氏の所蔵文書のなかから揖西郡長福寺村の文禄四年の検地帳が発見されたのである。この検地帳は今年の三月に刊行された『龍野市史』第五巻に収録されているが、表紙には次のように記されている。

文禄四年

播磨国揖西郡之内竹島之庄長福寺村

八月十五日

石川久五

紙数貳十二枚 上紙共

長福寺村は現在の揖保郡揖保川町大門で、検地帳のなかに「大門」と字名を肩書された田地が見える。石川久五は検地奉行で、正しくは石川久五郎といい、前年の摂津国の検地でも活躍している。播磨ではいまのところこの検地帳が文禄検地帳としては唯一のものである。

摂津にはかなりの数の文禄の検地帳が残っているのに、播磨には殆んど存在しないのはどういう理由によるのであろうか。的確なことはわからないが、慶長五年の関ヶ原の戦のあと、姫路城主として播磨一国を与えられた池田輝政の検地と関係があるのではないかと思われる。輝政は播磨に入部した翌年の慶長六年から領内の検地を実施したが、その検地は太閤検地よりもさらに苛酷なもので、検地役人に対して太閤検地の石高よりも二割多い石高を目標にして検地するよう命じたといわれる。寛文十年新宮藩池田家が当主邦照の夭折によって廢絶となったとき、幕府

播磨国における太閤検地の史料

播磨国における太閤検地の史料

代官に提出した「池田又八郎領分前々仕来候覚書」には

一池田三左衛門殿内検地二割出高之事

三左衛門殿内検地二割之出目ハ村ニより二割に当り候村も有之候、又ハ二割之内外有之村も可有御座候、村ハ押ならし大形二割に当り申候、村毎ニ二割ニ当り申儀ニテハ無之候、先年越前守様拝領之高辻一万石ニテ考見申候へハ大形二割之出目ニ当り申候

とあって、池田輝政が平均二割の打出し検地を行ったことを述べている。越前守は新宮藩の初代藩主池田重利で、重利は元和三年八月幕府から揖東郡で一万石の所領を与えられたが、その領知村々をしるした『播磨国揖東郡郷帳』によれば、それらの村高の集計は、「合一万貳千百五拾壹石三斗八升八合 三左衛門内検地高」とあって、新宮藩一万石の所領が、輝政の慶長の検地では一万二千石余として計上されていたことが知られる。輝政のこの検地は播磨繩とよばれたが、農民の年貢増徴につながるものであったから当然農民の不満が高まり、検地に反対する農民の一揆があちこちで起き始めた。このため輝政は数年後には二割打出しの方針を緩和し、村高の減額修正を行わざるを得なくなるが、太閤検地よりも二割増の新しい検地帳を交付するに際し、苛酷な検地の実態を隠すために、その証拠となる太閤検地帳を回収させたのではないかと思われる。さきに引いた「池田又八郎領分前々仕来候覚書」に、寛文年間すでに村々には古高の検地帳すなわち太閤検地帳がなかったと報告されていることは、その可能性の強いことを示している。長福寺村の検地帳は恐らく回収もれになって今日に伝ったものであろう。

この検地帳によれば、長福寺村は田畠合せて十一町九段余、そのうち田は六町八段余の比較的小さい村で、一段の斗代は上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石二斗、下々田九斗、上畠一石八斗、中畠六斗、下畠四斗、下々畠四斗、上山田七斗、中山田六斗、下山田四斗、下々山田四斗である。検地帳に登録された百姓の持高を列記すると左の通りである。

助衛門	石斗升合	与三郎	石斗升合
	一九四九五		一四二一
円順	一〇七七四	五郎大夫	九〇
九郎兵衛	八四七三	甚九郎	八四
二郎衛門	七〇三三	三郎五郎	七五
源十郎	五四六三	五郎	五九
五郎兵衛	五四五一	かと	三九

播磨国における太閤検地の史料

二 郎 兵 衛	四九一八	おとと	二八
三 郎 兵 衛	四六七八	弥二郎	一七
弥 六	四六四四	藤四郎	一二
まこへもん	四三九八	阿ふち	一二
与三兵衛	三七三九	太郎	五
永 春	三五〇二	長福寺	二五〇〇
四 郎 衛 門	三三四九	二 郎 兵 衛	二二一〇
太 郎 五 郎	二七五七	二 郎 衛 門	二一三〇
孫右衛門	二六七七	寺 源十郎	一九五八
孫 衛 門	二四〇八	同 九郎兵衛	一八〇〇
彦 衛 門	二三七七	同 太郎五郎	一七五〇
まこ兵衛	一三二〇	同 彦衛門	一二九五
六 郎 兵 衛	一一七一	原 永春	四一六〇
八 郎 衛 門	一〇八五	同 甚四郎	三四六五
太 郎 左 衛 門	九一〇	同 助八	三三七〇
弥十郎	八八〇	同 助次郎	一七五〇
八 郎 右 衛 門	三三三三	同 八郎兵衛	一五〇五
二 郎	三三三〇	同 九郎衛門	八七五
永 順	三〇三三	同 八郎衛門	四八〇
彦四郎	二四一	同 介	六七七四
助右衛門	一九五	同 なばの	二六四五
		同 源右衛門	
		同 左門太郎	

播磨国における太閤検地の史料

彦三郎	一七六	同	一四〇〇
道清	一五一	左衛門三部	

右のうち肩書に原およびなばのとある百姓は、長福寺村の隣村原村および那波野村の百姓で、長福寺村に入作している人達である。また肩書に長福寺および寺と記された百姓が七人いるが、この肩書が何を現わしているのかよくわからない。長福寺村にはこの七人と同名の百姓がいて、同一人の可能性が強いと思われるが、もしこれが同一人であれば、長福寺とか寺とか特に肩書する必要はないわけである。この七人の百姓についてはいまのところはっきりしたことは言えない。

次に円順・二郎兵衛・与三兵衛の三人は、田畠とともに屋敷が登録されている。このような百姓は村の本百姓であるといわれ、田畠だけを登録されて屋敷を持たない百姓は、本百姓の屋敷内に住む本百姓の家族かあるいはその下人であると考えられている。それにしてもこの村では屋敷持の本百姓が余りにも少なすぎる。最高の十九石四斗九升五合を持つ助衛門が屋敷を登録されていないのは、恐らく助衛門が庄屋としてその屋敷を除地として認められていることによるものであろう。なお弥十郎と八郎右衛門は屋敷だけが登録されていて田畠の登録がない。しかも弥十郎は屋敷を二つもっている。このような田畠を持たず屋敷だけを持つ百姓をどう考えたらよいのであろうか。播磨に残された唯一の太閤検地帳は、いままでの通説では一寸理解し難い内容をもっているようであり、今後の検討に委ねたい。

なお播磨国には、末尾に文禄三年九月八日とするされた赤穂郡周世郷真殿村の検地帳が伝存する。写ではあるが、文禄三年から余り年数を経ない江戸時代初期の写であり、検地挙行として宇喜田河内守・宇喜田土佐守の名が記されている。宇喜田河内守は『浮田分限帳』によると、宇喜田秀家の家臣で知行高は四千五百石である。この真殿村が当時宇喜田氏の所領であったことを考えると、これは宇喜多氏が文禄三年家臣に命じて自己の領内に検地を実施した時のものであると考えられる。その意味では太閤検地そのものではないが、一段〓三百歩の制をとり、太閤検地に準じてなされたものといえる。その内容については他日改めて論ずることにしたい。